

○津山圏域資源循環施設組合公有財産取扱規則

平成21年10月9日

津山圏域資源循環施設組合規則第20号

(目的)

第1条 津山圏域資源循環施設組合における公有財産の取得、管理及び処分に関する事務の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(準用)

第2条 公有財産に関する事務については、津山市公有財産取扱規則（昭和40年津山市規則第15号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。